

障害福祉サービス等情報公表制度について

障害福祉サービス等情報公表制度

趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、次の仕組みを創設（平成30年4月施行）
 - ① 障害福祉サービスの内容等を事業者等から都道府県知事へ報告すること
 - ② 都道府県知事が報告された内容を公表すること

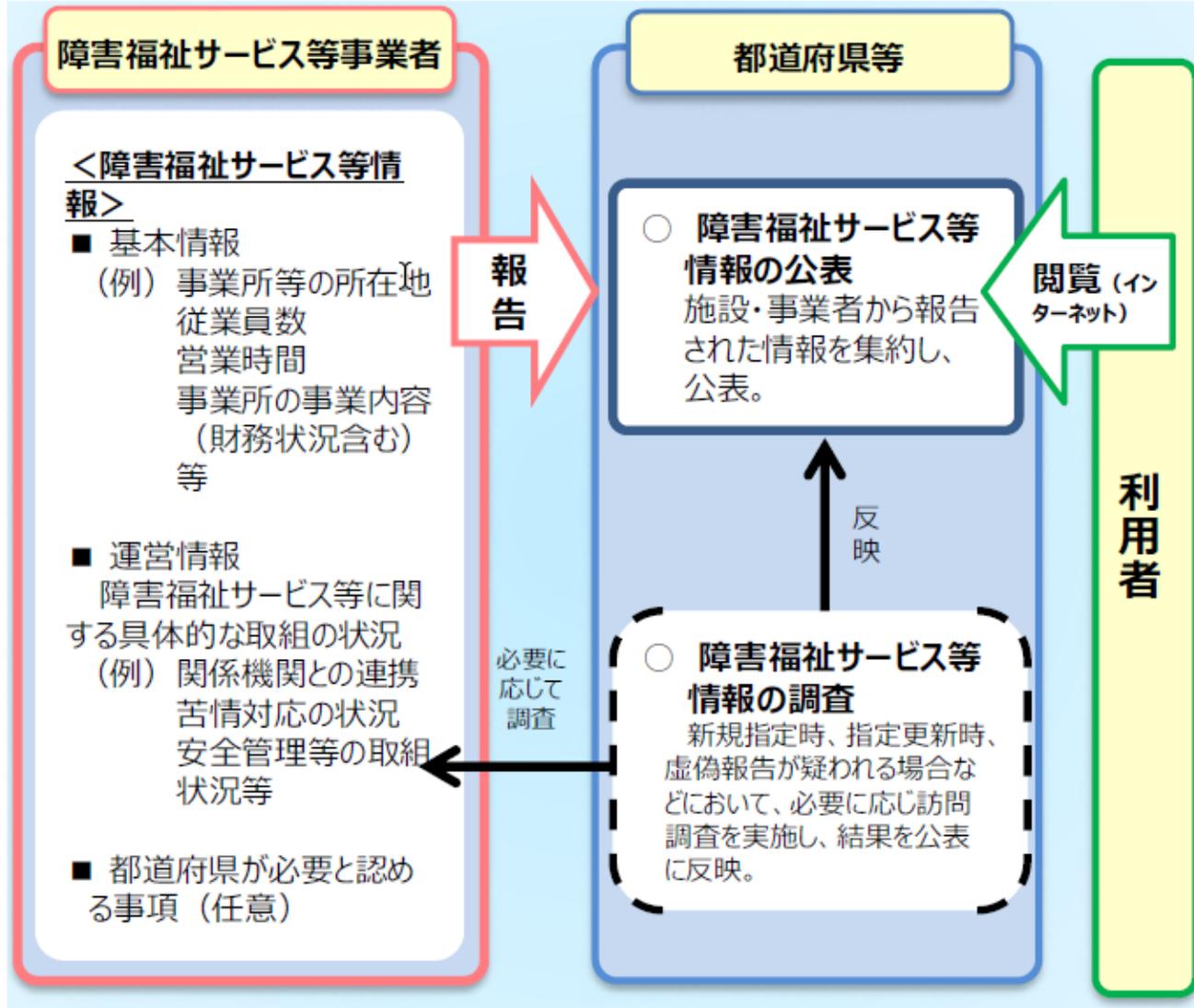
報告対象となる事業所等

下記に記載のサービスについて、指定を受けている、又は、新規に指定を受けてサービス提供しようとする事業者

1. 居宅介護	11. 自立訓練(機能訓練)	21. 地域相談支援(地域定着支援)
2. 重度訪問介護	12. 自立訓練(生活訓練)	22. 福祉型障害児入所施設
3. 同行援護	13. 宿泊型自立訓練	23. 医療型障害児入所施設
4. 行動援護	14. 就労移行支援	24. 児童発達支援
5. 療養介護	15. 就労継続支援A型	25. 医療型児童発達支援
6. 生活介護	16. 就労継続支援B型	26. 居宅訪問型児童発達支援
7. 短期入所	17. 就労定着支援	27. 放課後等デイサービス
8. 重度障害者等包括支援	18. 自立生活援助	28. 保育所等訪問支援
9. 共同生活援助	19. 計画相談支援	29. 障害児相談支援
10. 施設入所支援	20. 地域相談支援(地域移行支援)	

障害福祉サービス等情報公表制度

制度概要



【HP画面】障害福祉サービス等情報公表システム



【事業所詳細情報】



令和6年度報酬改定について

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

(療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

障害福祉サービス等情報公表制度の報告について

事業所等からの報告時期

(1) 既に指定を受けている事業所等

- 原則、毎年1回、障害福祉サービス等情報の更新が必要です。
- 更新については、例年5月初旬～7月末の間での報告をお願いしています。
(詳細な報告時期は別途通知します)

(2) 新たに指定を受けた事業所等

- 指定を受けた日から1か月以内に報告をお願いします。

報告の方法

- 「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて報告してください。

【ログインURL】 <https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

障害福祉サービス等情報公表制度の報告事項について

事業所等からの報告事項

- ① 事業所等を運営する法人等に関する事項
- ② 当該報告に係るサービスを提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項
- ③ 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項
- ④ サービスの内容に関する事項
- ⑤ 当該報告に係るサービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項
- ⑥ 経営情報に関する事項（※令和8年度から義務化）
- ⑦ その他都道府県が必要と認める事項 等

※各事業者等の入力画面に表示されている事項は、全て入力が必要な情報です。

事業所等への対応依頼

- 全ての事項が報告されていない事業所が散見されますので、改めて報告事項を確認のうえ、未報告の項目がある場合には、速やかに島根県あて報告をお願いします。
- 令和8年3月末までに報告が行われなかったら、減算の対象になります。

障害福祉サービス等情報公表制度の報告事項について②

経営情報の見える化について

2040年を見据えた人口動態の変化、生産年齢人口の減少と障がい福祉の現場における人材不足の状況、物価上昇などに対応するための的確な支援策の検討等を行う上で、経営情報を収集・把握することを目的に、WAM NET上に経営情報データベースが整備され、R7.8.29から運用開始されました。



- (1) 事業者に対して、データベースへ「経営情報」の報告を求めるとともに、
- (2) その情報を国及び都道府県知事により分析された結果を公表する制度

】 **経営情報の見える化**

事業所等への対応依頼

○障害福祉サービス等事業所単位にて、**毎会計年度終了後3か月以内**に、障害福祉サービス等情報公表システム（WAM NET）にて、「経営情報」を報告してください。

○経過措置として、令和6年度分の報告期限は**令和8年3月31日**までとなります。

報告漏れの多い事項 1

(例) 事業所の財務状況

事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料）		
事業活動計算書 （損益計算書）	-	
資金収支計算書 （キャッシュフロー計算書）	-	
貸借対照表 （バランスシート）	-	未報告
就労支援事業 事業活動計算書	-	
就労支援事業別 事業活動明細書	-	

【HP画面】 障害福祉サービス等情報公表システム

※上記の例以外にも、未報告事項が複数ある事業所が散見されます。

その他報告事項も含め、改めて確認をお願いします。

報告漏れの多い事項 2

(例) 災害時情報共有システム

カテゴリ

法人等に関する事項 	事業所等に関する事項 	従業者に関する事項 	サービス内容に関する事項 	
利用料に関する事項 	事業所運営に関する事項 	システムからの連絡先 	経営情報 	承認者へ申請する

システムからの連絡先

 当該サービスに該当する項目はすべて入力してください。(回答不能な場合を除く。)

未報告

サービスご担当者様名 	<input type="text"/>
システムからの連絡用メールアドレス 	<input type="text"/>



一時保存



TOPに戻る

【入力画面】 障害福祉サービス等情報公表システム

(参考) よくある問い合わせ

よくある問い合わせ①

- (Q) 事業所情報を変更しようと思っても操作できないがどうしたらよいか。
- (A) 事業所側の誤操作等により、県に承認申請をされた状態になっている可能性がある。
(県に承認申請した状態では、事業所は事業所情報の操作ができない)
この場合、県で差戻処理を行うと操作可能となるため、県あて連絡を頂きたい。

よくある問い合わせ②

- (Q) 障害福祉サービス等情報公表システムのログインID・PWを忘れてしまった。
- (A) ログインIDについては、県で把握しているため、お伝えすることが可能。
パスワードについては、ログイン画面にある ＜パスワードを忘れた方はこちら＞から、指示に従って操作願いたい。

(参考) よくある問い合わせ

よくある問い合わせ③

- (Q) 事業所詳細情報入力後、「承認者へ申請する」をクリックすると、「入力状態が破棄されます」と表示される。キャンセルボタンも反応せず、再度、「承認者へ申請する」をクリックすると同じ表示が出るが、「OK」をクリックすると、これまで入力したものが全て消えている。
- (A) 事業所詳細情報等を入力した場合、その都度、一時保存（※）をしてから、「承認者へ申請する」を押下頂きたい。
- （※）入力画面の右端下にある【一時保存する】（緑色のフロッピーディスク）を押下

参考（島根県ホームページ）

○障害福祉サービス等情報公表制度に係る関係資料を島根県ホームページに掲載しています。

【県ホームページ掲載場所】

[島根県ホームページ](#) > [医療・福祉](#) > [障がい者福祉](#) > [事業者向け](#) > [障害福祉サービス等情報公表制度について](#)

http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/syougai_jouhoukouhyou.html